

# 令和3年8月豪雨災害に対する支援情報

8月18日(水)現在  
8月18日(水)発行  
みやき町災害対策本部

8月11日からの大雨によって被害に遭われた町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。町では、一日も早く、町民の皆様が元の生活と安心して暮らせるまちを取り戻すために、次にお知らせします災害支援に取り組んでおります。

みやき町長 岡 毅

## ①浸水被災ごみの仮置場

【問合せ】環境福祉課 環境衛生担当(中原庁舎1階) ☎0942-94-5724

・設置期間 令和3年8月20日(金)～9月3日(金)

・場所 みやき町立養護老人ホーム「南花園」南側敷地(こすもす館南)(8月18日現在)

※状況により、場所等が変更になることがあります。ホームページなどで、最新の情報をご確認ください。

・受付時間 9時00分～13時00分

・仮置場で受け入れるごみの種類(※浸水被災ごみに限ります)

①家電リサイクル対象品 ②家具類、建具類 ③スプリングマット ④敷物・布団

⑤畳 ⑥金属類 ⑦ガラス類・陶磁器類 ⑧プラスチック・紙類・衣類

※ごみは、上記の種類に分別の上ご来場ください。

◎浸水被災ごみが少量の場合(家電リサイクル法対象品を除きます)

「被災証明書」を持って環境福祉課で減免申請をしていただきますと、内容を確認し、問題がなければ減免証明の発行を行います。リサイクルプラザの受付で減免証明を提出することにより、リサイクルプラザへの直接搬入も可能です。

## ②「り災証明書」の発行

【問合せ】税務課 固定資産評価担当(中原庁舎2階) ☎0942-94-5636

大雨による被害を受けた方に、申請により「り災証明書」を発行します。

「り災証明書」とは、住家に被害があった場合、その被害の程度を判定し、証明するものです。原則、調査の受付後、被災した皆さまの家に伺って被害状況調査を行い、その結果に基づき発行します。なお、証明書の発行には、被害状況を判定するための調査が必要となりますので、一定の時間がかかります。

【り災証明書の申請方法】

・受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

・申請方法 税務課(中原庁舎2階)に直接 又は 電話(94-5636)にて申請ください。

・手数料 無料(被災調査後、後日発行)

・申請後の流れ 後日「被災調査」に伺います。被災調査は、被害を受けた住家について、被害状況の聞き取り調査等を行うものです。町職員が訪問し、外観や内部の被害の状況を確認します。

※調査の際は、被害状況の確認できる写真などをご用意ください。

## ③「被災証明書」の発行

【問合せ】総務課 選挙・防災担当(みやき庁舎2階) ☎0942-89-1651

被害程度を必要としない住家以外の家財(家具・家電)、塀、門などの工作物、自動車等の被災について、被災日時に、各種警報等が発表されていたことを証明するものです。

【被災証明書の申請方法】

・受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

・申請方法 各庁舎総合窓口で受付

・手数料 無料(即日発行)

・必要書類 印鑑、被害状況が確認できるもの写真等

「り災証明書」、「被災証明書」のいずれの証明書が必要となるかは、事前に提出先にご確認の上、申請してください。

## ④災害復旧費補助金

【問合せ】総務課 選挙・防災担当(みやき庁舎2階) ☎0942-89-1651

急傾斜地や農林地の崩壊等、被災した箇所への復旧を行う事業で、国や県の補助事業に該当しないものに対し、補助金を交付するものです。詳細は、お問い合わせください。

補助金額：補助対象経費から10万円を差し引いた額の2分の1(上限100万円)

### ⑤農地・農業用施設の被害調査について

【問合せ】産業課 農政担当（三根庁舎1階） ☎0942-96-5534

- ・被災した農地、農業用施設、農業機械について、産業課までご一報をお願いします。
- ・被災した施設、機械等の現況写真等の撮影、保存をお願いします。
- ・被害が広範囲に及んでいることから調査に時間を要することがございます。

### ⑥町営住宅の提供について

【問合せ】建設課 管理担当（三根庁舎2階） ☎0942-96-5531

住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水等で住まいにお困りの人を対象に、町営住宅を提供します。詳細は、お問い合わせください。

### ⑦健康相談

【問合せ】健康増進課 健康づくり担当（北茂保健センター） ☎0942-89-3915

被災された方で、心身の健康に不安がある方、妊産婦さん、お子さんなどに対して保健師、管理栄養士等による健康相談を行っています。

### ⑧高齢者の方の相談について

【問合せ】地域包括支援センター ☎0942-89-3371

高齢者の方の相談を行っています。

### ⑨介護保険料等の減免について

床上浸水による家屋の損壊など一定の要件をみたした場合、介護保険料等の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、鳥栖地区広域市町村圏組合総務課 ☎0942-85-3637

### ⑩みやき町災害ボランティアセンター（みやき町社会福祉協議会）

高齢者のみの世帯や障がい者世帯等で被災された居宅を対象として、ボランティアをしてほしい方の受付を行います。

※ボランティアでは要望にお応えできない場合がありますのでご了承ください。

☎ 080-9569-2642、080-9538-4342

9時から16時まで受付（8月は土日も受付）

### ⑪日本赤十字社の救護物資について

日赤では災害で家屋の全壊、半壊、流失、床上浸水の被害にあわれた方に、毛布、バスタオル、緊急セット等の救護物資を配分しています。

詳しくは、日赤みやき町分区 ☎0942-81-6004

### ⑫被災された社会福祉施設等について

一定条件のもと災害復旧に係る費用の一部を補助する災害復旧費国庫補助金の対象となる可能性があります。国への協議を災害発生の日から30日以内に行う必要がありますので、可能な限りお早めにご連絡ください。

問合せ 佐賀県健康福祉部長寿社会課高齢者福祉担当 ☎0952-25-7054

### ⑬災害復旧資金

佐賀県では、被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、県制度金融の災害復旧資金の申込みを受け付けています。

ご相談先

- ・佐賀県信用保証協会（☎0952-24-4342）・最寄りの金融機関
- ・最寄りの商工会議所、商工会（事業協同組合等にあつては、佐賀県中小企業団体中央会）

### ⑭事業者向け金融特別相談窓口

- ・設置場所：佐賀県 産業政策課（☎0952-25-7093）
- ・受付期間：令和3年8月16日から当面の間（平日の9時～17時まで）

### 被害状況の写真撮影をお願いします。

片付けや復旧作業をはじめる前に、住家や住家以外の不動産や家財や自動車などの動産の被害状況を写真に撮り、保存しておいてください。

今後、罹災証明書の取得や損害保険の請求、各種支援を受ける際に必要となります。